

新潟県田上町 A2 基準型訪問サービス サービスコード表(令和6年4月1日以降 適用)

旧介護予防訪問介護相当の訪問サービスを提供する場合に使用

…追加

…変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		事業所と同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算			1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算			1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	□ 初回加算	200単位 加算		200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 加算		100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 加算		200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算		

新潟県田上町 A2 緩和型訪問サービス サービスコード表(令和6年4月1日以降 適用)

旧介護予防訪問介護相当の訪問サービスを提供する場合に使用

…追加

…変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	940単位	940	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合	÷ 30.4日	30単位	30	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212		(2)1週に2回程度の場合	1879単位	1,879	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割		日割の場合	÷ 30.4日	61単位	61	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス/213		(3)1週に2回を超える程度の場合	2981単位	2,981	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割		日割の場合	÷ 30.4日	98単位	98	1日につき	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回の場合	9単位減算	-9	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			(2)1週に2回程度の場合	18単位減算	-18	1月につき	
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213			(3)1週に2回を超える程度の場合	29単位減算	-29	1月につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割	日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		事業所と同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位の12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算			1日につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算			1日につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	□ 初回加算	200単位 加算		200			
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100	1月につき		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200			
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ニ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算		1月につき		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算			

新潟県田上町 A6 基準型通所サービス サービスコード表(令和6年4月1日以降 適用)

旧介護予防通所介護相当の通所サービスを提供する場合に使用

追加

変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日 59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2 3621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合	÷ 30.4日 119単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する物又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2 752単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位 減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50単位 加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算		200単位 加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位 加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算		480単位 加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位 加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2 176単位 加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2 144単位	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2 48単位	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位 加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位 加算	20	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位 加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40単位 加算	40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型サービスペースアップ等支援加算	カ 介護職員等ペースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		

<定員超過の場合>

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83

<看護・介護職員が欠員の場合>

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83

新潟県田上町 A6 緩和型通所サービス サービスコード表(令和6年4月1日以降 適用)

旧介護予防通所介護相当の通所サービスを提供する場合に使用

追加

変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1211	通所型独自サービス/211	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 1438単位	1,438	1月につき
A6	1212	通所型独自サービス/211日割	日割の場合	÷ 30.4日 47単位	47 1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/212	事業対象者・要支援2 2896単位	2,896	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/212日割	日割の場合	÷ 30.4日 95単位	95 1日につき
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	14単位減算 -14 1月につき
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割	日割の場合	÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	事業対象者・要支援2	28単位減算	-28 1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割	日割の場合	÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	14単位減算 -14 1月につき
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算/211日割	日割の場合	÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212	事業対象者・要支援2	28単位減算	-28 1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割	日割の場合	÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する物又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	376単位減算 -376 1月につき
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22	事業所と同一建物に居住する物又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援2	752単位減算 -752 1月につき
A6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合	47単位 減算	-47 片道につき
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位 加算	100
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ハ 若年性認知症利用者受入加算	240単位 加算	240
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ニ 栄養アセスメント加算	50単位 加算	50
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ホ 栄養改善加算	200単位 加算	200
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ヘ 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位 加算	150
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	160
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2	ト 一体的サービス提供加算	480単位 加算	480
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/21	チ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位 加算	88 1月につき
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/22	事業対象者・要支援2	176単位 加算	176
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/21	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位	72
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22	事業対象者・要支援2	144単位	144
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/21	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位	24
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/22	事業対象者・要支援2	48単位	48
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	リ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位 加算	100
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ・2	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位 加算	20 1回につき
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位 加算	5
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ル 科学的介護推進体制加算	40単位 加算	40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	
A6	6114	通所型サービスペースアップ等支援加算	カ 介護職員等ペースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算	

<定員超過の場合>

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8004	通所型独自サービス/211・定超	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1438単位	定員超過の場合 × 70%
A6	8005	通所型独自サービス/211日割・定超	日割の場合	47単位	
A6	8014	通所型独自サービス/212・定超	事業対象者・要支援2	2896単位	
A6	8015	通所型独自サービス/212日割・定超	日割の場合	95単位	

<看護・介護職員が欠員の場合>

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9004	通所型独自サービス/211・人欠	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1438単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%
A6	9005	通所型独自サービス/211日割・人欠	日割の場合	47単位	
A6	9014	通所型独自サービス/212・人欠	事業対象者・要支援2	2896単位	
A6	9015	通所型独自サービス/212日割・人欠	日割の場合	95単位	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和3年4月1日以降 適用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA 442単位	442 単位	442	1月につき	
AF	2112			高齢者虐待防止措置未実施減算	438		
AF	2114			4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算		434
AF	2115			業務継続計画未策定減算	4単位減算		438
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	ロ 介護予防ケアマネジメントC	100 単位	100	初回のみ	
AF	4001	介護予防ケア初回加算A	ハ 初回加算	300 単位 加算	300	1月につき	
AF	4002	介護予防ケア委託連携加算	ニ 委託連携加算	300 単位 加算	300		

...変更
 ...追加

介護予防ケアマネジメントAについては、予防給付を受けない要支援1、2、事業対象者
 介護予防ケアマネジメントCについては、予防給付等を受けない要支援1、2、事業対象者のうち住民主体の活動等のみ利用する人